

H30. 12. 22

愛知労働問題研究会

第 6 回定例研究会 コメンテーター資料

西尾市職員組合 市川京之助

報告者：伊藤英一さん（豊橋市職員労働組合執行委員長）

報告内容：自治体職員のブラックな働かせ方の現状と今後の展望

定義→仮説→数値化→比較→結論

★結論

労働組合がダイジ

- ・労使交渉
- ・ 3 6 協定
- ・組織強化

1 定義

（1）ブラック労働とは

「ブラック企業」 今野晴貴著 文春新書

選別型、使い捨て型、無秩序型

低賃金又は時間外手当未払いの長時間労働で退職に追い込む。

ブラック労働の背景

日本型雇用 ①正規の定期昇給の維持⇔非正規の低賃金 （総枠の賃金を抑える）

②正規の過重労働⇔家事・育児に従事する人を排除

③昇進昇給の機会と引き換えに組織への忠誠。

○長期雇用と引き換えに、仕事の内容が人事権で決められる。

職務範囲の制約なし（無限定雇用）

○雇用保障や企業福祉が前提

（2）公務員の働き方

- ・終身雇用、年功序列、身分保障
- ・全体の奉仕者及び全力の職務の遂行（地方公務員法第 30 条）
- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条）
- ・職務専念義務（地方公務員法第 35 条）
- ・非限定業務（役職の階層及び事務分掌はあるが…）
- ・時間外勤務命令（労働基準法第 33 条第 3 項）

公務のために臨時の必要がある場合においては、第 1 項の規定にかかわらず、官公署の事業（別表第 1 に掲げる事業を除く。）に従事する国家公務

員及び地方公務員については、第 32 条から前条まで若しくは第 40 条の労働時間を延長し、又は第 35 条の休日に労働させることができる。
→管理職の裁量によって、果てしなく働かされる可能性がある。

(4) ブラック労働＝過労死労働？

過労死ライン

2～6 か月前に連続して 80 時間以上（2 か月 160 時間）

直前の 1 か月に 100 時間

(5) 公務職場のブラック労働（仮定義）

- ①多量の時間外勤務（1 か月 45 時間以上）
- ②未払い時間外勤務（法令違反）
- ③年休の未取得（厚生労働省は年間 12 日を推奨）
- ④病気休職者及び退職者の増（前年比増）

2 仮説

問い：「年功序列、終身雇用、身分保障がブラック労働を生み出す？」

「徳なくば立たず」（経営者には徳が必要） 元明治大学学長 山田雄一氏
日経連能力主義管理研究会、当時は富士製鐵勤務（現：新日鐵住金）、前職は人事院
日経連一戦後、労働組合に対応するための経営者の団体
経団連（経済団体連合会）と統合され、現在は日本経済団体連合会

(1) 国内の働き方と賃金の変遷

戦前－大卒ホワイトカラーと一般社員との間に格差。大卒ホワイトカラーは年功。

ブルーカラーのホワイトカラー化も戦前の紡績工にあった。

戦後－労働組合の力が大変強い。

1947 年 電産型賃金体系で給与総額の 75%が年齢給と家族給。

夫が家計の大黒柱（家庭には専業主婦）

高度経済成長期

1973 年 第 1 次オイルショック

1980 年前後 第 2 次オイルショック

男性の大学進学率 3 割超え。

年率 4 %程度の経済成長

日本型雇用（年功序列、終身雇用、企業内労働組合）

1990 年代 誰でも管理職はなくなり、係長以下で定期昇給、残業代。

女性一般職社員が均等待遇を求めた訴訟が多発。

→企業は派遣、契約社員に切り替え。

2000 年代 非正規問題

2012 年 ブラック企業

(2) 正規と非正規との格差

非正規社員 1,700 万人

うち主婦 900 万人、55 歳以上再雇用 400 万人、学生 110 万人 計 1400 万人

8 割が若年労働者ではない。

非正規雇用率 現在は 40%に達する勢い

公務職場では臨時職員から会計年度任用職員へ。

正規の定期昇給の構造は続いている。

(3) 男女均等待遇と育児・介護

既婚女性、高齢者の労働者が増えた。

正規が長時間労働の構造は変わっていない。

(4) ブラック企業の顕在化

・連合が大企業の「第二の人事部」とも言われている現状。

全国の労働組合の組織率 20%未満。

雇用や労働の全体像を把握していないのでは。

3 数値化

(1) 時間外労働は資料参照

(2) 休職率、普通退職率、パワハラ件数 性別・年齢別統計

(3) 人件費率 自治体毎に歳出予算と職種事情（支所、消防、病院など）が異なる。

(4) ブラック労働と労働組合の職場の組織率

4 比較

(1) 民間との差

(2) 他自治体との差

5 今後の展望

- ・企業別労働組合から産業別労働組合へ
- ・自治労連愛知県本部、ブロック、地域協議会
- ・愛労連、地域労連
- ・組織強化・拡大の課題解決
- ・営利組織（企業）と非営利組織（行政）の違い
- ・財源、長時間労働から民間委託（水道など）への問題